

学生を中心とした自発的な公共交通利用促進活動の実践者育成プログラム業務委託
公募型提案審査随意契約（プロポーザル）募集要項

1. 業務概要

(1) 業務委託件名

学生を中心とした自発的な公共交通利用促進活動の実践者育成プログラム業務委託

(2) 業務内容（詳細は仕様書を参照）

- ・公共交通に関する知識の教え込み作業
- ・学生を中心としたチームでの検討作業の参加者の募集
- ・実践者育成プログラムの検討実施
- ・市民等への情報発信
- ・その他、必要な支援

(3) 履行期間

契約を締結した日から平成 31 年 3 月 25 日まで

(4) 業務委託予定金額

5, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

2. 提案の手続き等に関する事項

(1) 参加資格

当該業務を的確に遂行する能力を有する民間企業、NPO 法人、その他の法人または法人以外の団体等であって、次の要件をすべて満たすものとする。

また、複数者による共同提案も可とする。その際は、共同して提案を行う複数者（以下「グループ」という）の中から本提案に係る代表者を選定するものとする。その者は、グループを代表して、本提案に係る連絡調整等を仙台市との間で行うものとする。

- ① 公共交通の利用促進についての検討、ワークショップ等を通じて民間の人材育成に関する業務の実績を有していること。
- ② 仙台市契約規則（昭和 39 年仙台市規則第 47 号）第 4 条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登載されている者（受付期間内に「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと）

仙台市競争入札参加資格者名簿に登録していない者にあつては、次の(ア)～(オ)の要件を全て満たしていること。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当しないこと
- (イ) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる要件に該当しないこと
- (ウ) 本市の市税を滞納していないこと
- (エ) 消費税及地方消費税を滞納していないこと
- (オ) 仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」に照らし合わせ、指名停止扱いにならない者

- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく、更生手続開始の申立中、又は更生手続中ではないこと
- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく、再生手続開始の申立中、又は再生手続中ではないこと

※ ①については、グループの場合、構成員の 1 つが要件を満たしていること。

※ ②～④については、グループの場合、全ての構成員が要件を満たしていること。

（２） 業務説明会の開催

① 開催日時：平成 30 年 6 月 25 日(月) 10 時 00 分～

② 開催場所：仙台市役所本庁舎 2 階 第 4 委員会室

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目 7-1

※ 参加はプロポーザル応募者のうち代表の法人・団体 2 名までとする。

※ 説明会の参加は任意とし、プロポーザル参加の要件とはしない。

（３） 業務に係る質問および回答

① 質問方法：質問項目等を質問表（様式第 1 号）に記載して、平成 30 年 6 月 27 日(水)17 時までに、電子メール又は FAX で提出すること。その際は、電話により質問表を提出する旨連絡すること。

② 回答方法：回答は、業務に直接関係する質問に対してのみ行うものとし、質問を受けてから概ね 2 日以内（土日を除く）に、質問者に電子メール又は FAX で回答するとともに、6 月 29 日(金)に仙台市ホームページに掲載する。

（４） 参加表明書の提出

① 提出期限：平成 30 年 7 月 2 日(月)17 時まで 参加表明書提出期限

② 提出方法：持参又は郵送により提出し、持参の場合は、土日祝日を除く 9 時から 17 時までに提出すること。郵送の場合は、封筒に「参加表明書在中」の旨を記載し、書留郵便などの配達記録が分かる方法により、期限までに到達するよう提出すること。

③ 提出書類：

ア 参加表明書（様式第 2 号）…1 部

イ 法人・団体の業務実績、類似業務等（様式第 3 号）…1 部

ウ 法人・団体概要説明書（様式第 4 号）…1 部

エ 共同提案体の構成員一覧（様式第 5 号）…1 部

※ イ、ウは、グループの場合、すべての構成員について提出すること。

※ エは、グループの場合に提出すること。

④ 留意事項：

- ・ 提出期限までに参加表明書等が到達しなかった場合及び提案書の提出者として選定された旨の通知をうけなかった場合は、提案書を提出できないものとする。
- ・ 提出書類の作成及び提出に係る費用は参加表明者の負担とする。

- ・ 参加表明書提出後の差替え及び再提出は不可とし、提出された書類は返却しないものとする。
- ・ 参加表明書に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行う場合がある。

(5) 企画提案書の提出等

- ① 提出期限：平成 30 年 7 月 27 日(金) 17 時まで
- ② 提出方法：企画提案を行うもの（以下「提案者」という）は、持参又は郵送により提出し、持参の場合は、土日祝日を除く 9 時から 17 時までに提出すること。郵送の場合は、封筒に「提案書在中」の旨を記載し、書留郵便などの配達記録が分かる方法により、期限までに到達するように提出すること。
- ③ 提出書類：
 - ア 提案書（様式第 6 号を表紙とし、④に掲げる構成に従い、任意様式（A4 片面印刷、表紙を除き 10 ページ以内、文字のサイズは 11 ポイント以上、1 ページにつき 1,300 字以内とすること）により作成）…8 部
 - イ 総括責任者・担当技術者体制（様式第 7 号）…1 部
 - ウ 事業費見積書（様式は任意とするが、各業務内容に対応するよう内訳が分かるものとする。）…1 部
- ④ 提案書の構成について
 - ア 表紙（様式第 6 号）
 - イ 業務の全体計画
 - i) 業務の実施方針
 - ii) 業務の実施体制及び講師となる専門家候補（人員や各業務における構成員の役割など。配置予定者の業務経験等（資格、関連する業務経験等）も加味し作成すること。）
 - iii) 実施スケジュール
 - ウ 業務内容に関する技術提案

下記 i) ～iv) に記載する内容について、業務の実施に係る提案として、3 の評価基準に配慮し記載すること。

 - i) 参加者が主体となり、自らが検討を進めることができる実践者育成プログラム。
 - ii) 公共交通利用促進が図られる実践者を育成する取り組み。
 - iii) 市民等に対する機運醸成に向け、実践者育成プログラムを通じて効果的な情報発信等の取り組み。
 - iv) 将来的な事業展開も見据えた発展性のある取り組み。
- ⑤ 留意事項
 - ・ 提出期限までに提案書等が到達しなかった場合は、失格とする。
 - ・ 提案書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - ・ 提案書提出後の差し替え及び再提出は不可とし、提出された書類は返却しないものとする。
 - ・ 虚偽の記載をした提案書及び上記 1(4)に示す委託予定金額を超える提案は、無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行う場合がある。

3. 提案の審査方法及び契約の方法

(1) 参加資格の審査

提出された参加表明書を上記2(1)で示す参加資格に基づいて審査し、審査結果を全ての業者に送付するとともに、参加資格を満たすと認められた事業者に企画提案書の提出を求めます。

(2) 企画提案の審査

① 第1次審査(書類審査)

参加者の評価及び審査は「学生を中心とした自発的な公共交通利用促進活動の実践者育成プログラム業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において、提出された企画提案書を下記3(3)①②で示す評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考します。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施できるものとします。

② 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査)

審査委員会において第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション等を実施し、下記3(3)①②で示す評価基準に基づいて再評価するとともに、下記3(3)③～⑤でプレゼンテーション等の内容で加算点を追加し、最も高い評価を得た受託候補者を特定します。プレゼンテーションは、基本的に提出した企画提案書で行うものとします。

(3) 評価基準

以下の項目等について評価し、総合的な審査を行い、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる提案者を受託候補者として選定します。

① 業務の遂行能力(全体の20%)

- ・ 実施方針と実施体制が業務を遂行するうえで妥当なものであるか。
- ・ 類似事業が同種のものであり、本業務を遂行するうえで妥当なものであるか。

② 行う内容の理解(全体の20%)

- ・ 業務目的を十分に理解した提案内容になっているか。

③ 提案内容(全体の40%)

- ・ 業務全体の実施計画、学生を中心としたチームでの検討作業等の支援の方法など、提案内容が目的の達成に向けて効果的かつ実現可能なものか。
- ・ 市民等に対する機運醸成に向け、実践者育成プログラムの中で効果的な方策を持っているか。
- ・ 将来的な事業展開も見据えた発展性のあるものとなっているか。

④ プレゼンテーション等の内容(全体の10%)

- ・ 説明能力、コミュニケーション能力、業務に対する意欲等を備えているか。

⑤ 見積額の妥当性(全体の10%)

- ・ 提案内容と見積書の整合性が取れており、合理的かつ適切なものか。

(4) 資格の喪失

企画提案書の提出者が、次のいずれかに該当するときは、受託候補者としなないものとし、既に提出された企画提案書は無効とします。

- ① 「参加資格」で規定した参加資格を満たさないこととなったとき。
- ② その他、募集要項等で示した条件に違反したとき。

(5) 審査結果

審査結果については、全提案者に対して郵送により書面で通知する。

なお、選定されなかった場合の理由について、通知日から7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に書面（様式は任意）での説明の要求があれば、書面を受理した日から10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に書面により回答する。

4. 契約の方法

- ① 契約については、受託候補者と業務内容について交渉又は調整を行い仕様書を作成するとともに、予定価格を設定し、随意契約の手続きにより契約を締結する。なお、受託候補者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。
- ② 決定された提案書の内容は、特記仕様書として契約時に採用することを基本とするが、選定された提案をそのまま実施することを予め約束するものではなく、業務内容及び委託費について、双方確認の上、委託契約上限額の範囲内で変更する場合がある。
- ③ 別添「仕様書」は本業務において必要とされる想定項目を示したものであり、契約締結に当たっては、提案書等の内容の範囲内において変更を行う場合がある。
- ④ 本業務の契約は仙台市の指示により、変更することができるものとする。

5. スケジュール（予定）

平成30年6月20日(水)	提案書募集開始
平成30年6月25日(月)	企業への説明会の開催
平成30年6月20日(水)から	質問の受付期間
平成30年6月27日(水)17時まで	
平成30年6月29日(金)17時まで	質問への回答
平成30年7月2日(月)17時まで	参加表明書提出期限
平成30年7月6日(金)	参加資格審査結果通知
平成30年7月30日(月)	提案書提出期限
平成30年7月31日(火)から	
平成30年8月3日(金)のうち1日	プレゼンテーション及びヒアリング審査
	※ 日時場所は提案書提出者へお知らせします。
平成30年8月7日(火)	提案審査結果通知（受託候補者決定）
平成30年8月上旬	契約締結，業務履行開始
平成31年3月25日(月)	業務完了

6. 参考資料

「せんだい都市交通プラン」へのリンク

<https://www.city.sendai.jp/kotsu-kekaku/kurashi/machi/kotsu/kekakunado/kotsuplan.html>

「公共交通機関のご案内（バス・地下鉄・鉄道）」へのリンク

<https://www.city.sendai.jp/kurashi/machi/kotsu/annai/index.html>

「公共交通機関利用促進の取組み（せんだいスマート）」へのリンク

<https://www.city.sendai.jp/kurashi/machi/kotsu/riyosokushin/index.html>

7. 問い合わせ先及び提出先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1 電話：022-214-8353 FAX：022-211-0017

メール：tos009520@city.sendai.jp

仙台市都市整備局総合交通政策部公共交通推進課